

工期又は契約金額に影響を及ぼす事象に関する事前通知書

	年 月 日
商号又は名称	

主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は契約金額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるため、建設業法に基づき通知します。

工事名	
-----	--

主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰	
発生するおそれのある事象	(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰
上記に関する情報の入手先	(例) 報道等のURLを記載し、又は資料を添付

※ 天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰	
発生するおそれのある事象	(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足
上記に関する情報の入手先	(例) 報道等のURLを記載し、又は資料を添付

※ 天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

その他

※ 上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等を記載

※ この通知は、上記の事象が生じるおそれに関する情報を受発注者が契約前に共有することにより、契約後、おそれが顕在化した場合の協議の円滑化を図ろうとするものであり、そのおそれを具体的に把握していない場合は、提出不要です。

通知した場合も通知しなかった場合も、上記のおそれが顕在化した場合は、契約変更協議を申し出ることができ、どちらの場合も、本市は協議に応じます。

※ 通知する場合は、契約締結時に、契約会計課に持参してください。

※ 現に把握している範囲で通知すれば足り、新たな調査は不要です。（将来のあらゆる可能性を共有する趣旨ではありません。）

「上記に関する情報の入手先」欄は、受注者の通常の事業活動において把握でき、報道機関の記事、資材業者の報道発表、公的機関や業界団体等により作成・更新された客観性を有する統計資料等に基づく情報を記入してください。（特定の資材業者の口頭のみによる情報など、事実を確認することが難しい情報を除きます。）